

# 東大阪成年後見支援センター

ニューズレター

# NEWSLETTER

No. 16

平成 27(2015)年 2 月

## ～ 意思決定支援におも～

平成 19 年 9 月 28 日 国連の障害者権利条約に署名したことにより、日本の障害者の権利に関する法律が思わぬ早さで整備されてきました。

改正障害者基本法、障害者総合支援法の中に「意思決定支援」という言葉が出てきていますし、成年後見制度においても現在の我が国の成年後見制度は一律に能力を制限しているため、見直しの議論がされています。

障害者総合支援法施行後 3 年（平成 28 年 4 月）を目途とした見直し事項に、「障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービス利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方」があります。

意思決定支援とは、①「どんなに重度の障害がある人も他の人と同じように意思がある」と捉える②支援者の判断のみで支援を進めずに「当事者の意思決定を待ち、見守る」③「当事者の主体性を育てる支援や、考えや価値観を広げていく支援」も意思決定支援であるとの基本的な考え方が示され現在、障害者の意思決定支援の在り方について検討が進められています。

日常的な場面、非日常的な場面において成年後見制度に関する事業、権利擁護に関する事業に携わらせていただいている当センターは、常に本人の思い（意思）がどこにあるのか、又、それでよかったのか、思いが変化するということも念頭に本人に寄り添った支援を心がけています。そのような意思決定支援の在り方が文化として根付いていけば、みんなが生きやすい社会になると思われ、当センターとしてはその一端を担えるように取り組んでまいりたいと思います。

東大阪成年後見支援センター  
理事長 坂本 ヒロ子

## 自立支援協議会報告会が開催されます。

日時：3月21日(土) 13時30分～16時45分 場所：ユトリート東大阪

テーマ：障害者虐待への取り組みと触法障害者への支援の実態

## 第1回 プロテクション アンド アドボカシー学会 —PandA 学会—

(日本司法・共生社会学会)設立総会に参加しました。

### 【PandA 学会の設立趣旨】

生きにくさが理解されず、いじめられ孤立した末に引きこもり、家族への暴力を繰り返す。ある日とんでもない事件を起こしてしまう。お金がない、仕事がない、家族がない、相談できる人がいない・・・お腹がすいてコンビニでおにぎりを万引きしてしまう。うまく言い訳もできず、警察に逮捕される。警察や裁判所でも反省を表すことが出来ず、凶悪犯のレッテルを張られて厳罰にされる。刑務所などの矯正機関でも適切な支援を受けられず、釈放されても孤立している。彼らを支援する人材もシステムも整っていない。あなたはそんな人にかかわったことはありませんか？再犯を防止し安全な社会を実現するためになんとかしたいと思ったことはありませんか？

PandA 学会は、これまで村木厚子さんの共生社会を創る愛の基金でトラベルシューター養成事業などを実施してきました。愛の基金の理念を今後も継承し、さらに社会的な広がり自立した活動を目指して学会を設立します。

PandA 学会は、福祉や司法や医療や教育やジャーナリズムにかかわる専門職や支援者が集まり、情報交換しネットワークを作り、科学的な方法で調査研究を行い、政策提言や情報発信や啓発、人材育成などに取り組みます。家族や地域の傘の下で守られていた人たちが、社会の変化とともに行き場をなくして漂っている。そうした人々を包み込み真の共生社会の実現に向けて活動します。学術的な研究だけでなく専門領域を超えた実践を重視します。

報告は、10分野のコロキウム（相互に議論する場）から 司法、医療、矯正、保護、福祉、教育、当事者等権利擁護に関わる多様な立場の人の報告でした。

報告のタイトルを少し紹介します。「イギリス他での警察官に向けた自閉症スペクトラム障害の啓発・教育」「裁判と障害者事件をめぐる課題」「司法精神医学及び矯正、社会内支援をめぐる課題」「地域を創る—トラブルシューター活動実践」「地域に繋ぐ—地域生活定着支援センターと保護観察所の役割」「地域で支える—生きにくさを抱かえた人たちへの福祉支援の課題をめぐる—」「地域で支える—成年後見制度と意思決定支援」「地域を耕す—K-p r o警察プロジェクト」「教育が考える—親と学校が担うトラブル・シューター活動」「わかりやすい情報とメディア研究—マスコミがやるべきこと、やれること」「これからの権利擁護のあり方研究—障害者権利条約ほか」と多岐にわたっていました。2日間の発表でしたが、今の福祉の課題を凝縮して、盛り込まれた内容でした。そして、設立趣旨に、学術的な研究だけでなく、実践を重視しますとあるように、生きづらい人に寄り添って活動をされている実践の事例が数多くありました。

東大阪成年後見支援センターとして、これからの権利擁護のありかたについて、障害者権利条約や障害者差別解消法やほかの政策と実践などを検討し、より深く考えていく必要があると感じました。

東大阪成年後見支援センター  
会員 原田 二三恵

## 「権利擁護支援フォーラム in さかい」に登壇しました。

平成27年4月1日「生活困窮者自立支援法」が施行されます。施行が迫ったこの時期に「生活困窮者支援と権利擁護」と題して堺市にて講演会が開催されました。「権利擁護支援フォーラム in さかい」は当法人も参画している全国権利擁護支援ネットワークが主催する地域フォーラムです。

今回テーマに取り上げられている生活困窮者支援は、生活困窮者自立支援法の施行を受けて今後地域の中でどのように展開されていくのか等が取り上げられました。基調報告として熊木正人さん（厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 室長）から法の内容と考え方、捉え方についてお話しをいただき、なぜ今この制度が必要なのかについても報告されていました。

そして、基調講演の岩間伸之さん（大阪市立大学大学院生活科学研究科 教授）からは権利擁護と生活困窮者支援の関係と「今後の地域の支え合いのかたち」について話され、“権利侵害状態からの脱却”や“積極的権利擁護の推進”のように個別具体的な権利擁護が中心的な部分であったが、“予防的権利擁護の推進”や“権利侵害を生む環境の変革”等、そもそも権利侵害が起こらない、権利侵害がすぐ見つかる社会を目指していくことの必要性を伝えておられたように感じました。

パネルディスカッションでは、東大阪成年後見支援センターと芦屋市、堺市社会福祉協議会、全国権利擁護支援ネットワークがそれぞれ登壇しました。私からは、東大阪市の現状と今後の方向性、日々の支援から考える生活困窮者支援と権利擁護という部分についてお話をしました。芦屋市の細井洋海さんは、芦屋市が以前から取り組んできた「権利擁護支援センター」が権利擁護の専門的な支援やネットワーク構築をしてきていることや「トータルサポート担当」等が市役所内で横断的に連携していく独自の



の取り組みが生活困窮者自立支援法施行に伴って法的位置づけを明確に持ち、今まで以上に意味のある取り組みになっていくことについてご報告されていました。堺市社会福祉協議会の所正文さんからは伴走型の支援を行っていくために就労支援や家計支援、地域アウトリーチ等生活困窮者支援をモデル事業として実践されておられる一端をお話され



ていました。全国権利擁護支援ネットワークの上田晴男さんからは権利擁護支援ニーズと生活困窮者への支援ニーズは複合的な問題を抱える本人を支えながら、ネットワークを形成し支援していくという部分について同じであるということをお話されました。

地域の中で潜在的にあるニーズに、この生活困窮者自立支援法がこれまでの制度を横断的につなぎ切れ目のない支援が実現されていけばと感じたフォーラムでした。

東大阪成年後見支援センター



東地域 地域福祉ネットワーク推進  
会議に参加してきました。

12月12日、東大阪市 市民ふれあいホールにて『災害時に、特別な支援を必要とする方々を支えるには』という内容の会議に参加してきました。

この会議は、福祉職どうしの「顔の見える関係作り」ということを毎回テーマに開催されています。今回は、昨年8月に起こった広島土砂災害の在宅支援に取り組んだ(特活)み・らいずの岩本恭典さんと大崎将弘さんによる活動報告と、参加者による「災害時に被災した方々を支えるために、私ができること」をテーマにしたディスカッションがありました。活動報告では、高齢者や障がい者、子ども、妊婦など避難生活で後回しにされがちな「スペシャルニーズ」を丁寧にアセスメントし、福祉分野における、地元民の支援活動の後方支援を実施したことを話されました。ディスカッションでは、参加した様々な職種の方がそれぞれの立場に応じて災害時に何ができるか、できないことはどうすればできるのかなどを話し合いました。

災害時に必要なことは地域で支え合うことです。そのためには、日頃からの顔の見える関係作りや連携ということが改めて大切なのだと気づかされました。(山本)

## 活動予定

## 2月

- ◆アメニティフォーラム(6日～8日)
- ◇法人後見運営委員会(10日)
- ◇成年後見利用相談会(12日)
- ◆東地区ケア連絡会(12日)
- ◆全国権利擁護支援フォーラム(14日、15日)
- ◆権利擁護部会(16日)

## 3月

- ◇成年後見利用相談会(12日)
- ◆東地区ケア連絡会(12日)
- ◇後見人の集い(19日)
- ◆自立支援協議会報告会(21日)

## 4月

- ◇成年後見利用相談会(9日)
- ◆自立支援協議会(20日)

東大阪成年後見支援センターの事業に賛同、賛助くださる個人・団体会員を募集しています

正会員		賛助会員	
個人	12,000円(年間)	個人	3,000円(1口)
団体	18,000円(年間)	団体	5,000円(1口)

入会希望者は、事務局に電話やFAX等でご連絡ください。入会申込書をお届けします。入会申込書に必要事項を記入し、会費を添えて事務局にご提出ください。

## 編集後記

当センターで働き始めて5か月になりました。権利擁護や成年後見というのは難しいものだと思っていましたが、携わってみると身近なものだと感じました。これからも日々勉強していきたいと思えます。

(山本)

## 東大阪成年後見支援センターニュースレター 第16号

平成27(2015)年2月10日発行

●発行●特定非営利活動法人東大阪成年後見支援センター

<http://hokouken.or.jp>

〒579-8048 東大阪市旭町20-2

TEL:072-983-7690 FAX:072-983-7691

●発行責任者●坂本ヒロ子 ●編集者●北 秀昭